# 4 賞与の取扱い

賞与とは、年3回を超えない範囲で支給される賃金・給料・俸給・手当・賞与、その他いかなる名称であっても、労働者が労働の対価として受けるすべてのものをいいます。ただし、臨時的に支給されるものを除きます。 一般には、ボーナス・期末手当・決算手当などが該当します。

なお、年に4回以上支給される賞与は標準報酬月額の算定対象となります(1頁参照)。

## 賞与の取扱い

年に3回以下支給される賞与(ボーナス)は、標準報酬算 定の範囲に含まれませんが、これについては標準賞与額の算定 対象になります。

#### ●分割支給は1回とする

賞与などが分割して支給された場合は分割分を1回として計算します。たとえば、支給の都合で12月の賞与が12月と1月に分割して支給された結果、1年間の支給回数が4回になったような場合は、3回以下の支給とし、標準報酬月額の算定の対象としません。

#### ●年4回以上支給なら標準報酬月額算定の対象

7月1日現在、会社の給与規定や賃金協約等で、賞与などを年4回以上支給することが定められている場合は、標準報酬月額算定の対象となります。たとえば、夏・冬の賞与と半期毎の期末手当が支給される場合は、合わせて4回の支給となり、標準報酬月額の対象になります。この場合、7月1日前1年間に支給された賞与などを12等分した平均額を報酬月額に算入します(1頁参照)。

## 賞与に対する保険料

賞与に対する保険料の額は、被保険者 1 人 1 人について標準賞与額(千円未満切捨て)に次の保険料率をかけて計算されます。

	一般保険料 (調整保険料含む)	介護保険料
被保険者負担率	44/1000	7/1000
事業主負担率	44/1000	7/1000
合 計	88/1000	14/1000
	(平月	戏 28 年 3 月現在)

※ 65 歳以上及び 39 歳以下の披保険者は、一般保険料のみ が徴収されます。

例: 賞与額 296,514 円の場合

標準賞与額(千円未満切捨て)…296,000円 保険料額…296,000×88/1000→26,048円 介護保険料額…296,000×14/1000→4,144円

#### ●賞与を支給した時の保険料の徴収

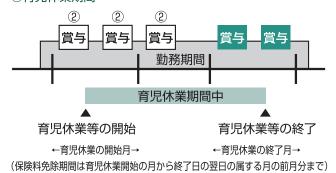
賞与が支給された時の保険料は、資格取得月(資格取得日前を除く)に支給された賞与から、保険料の徴収の対象となり、資格喪失月に支給された賞与は保険料の徴収の対象とはなりません。また、育児休業中の被保険者に支給された賞与については、育児休業開始の月から終了日の翌月の属する月の前月分まで保険料が免除され、保険料の徴収の対象とはなりません。

- ※賞与から保険料を徴収しない場合でも、次の場合、年度の 累計額に含まれるため、賞与支払届の提出の対象となりま す。(図番号参照)
- ①資格喪失月の被保険者期間中(勤務期間中)に支払われた場合
- ②育児休業等により保険料免除期間に支払われた場合

#### ○資格取得月、資格喪失月



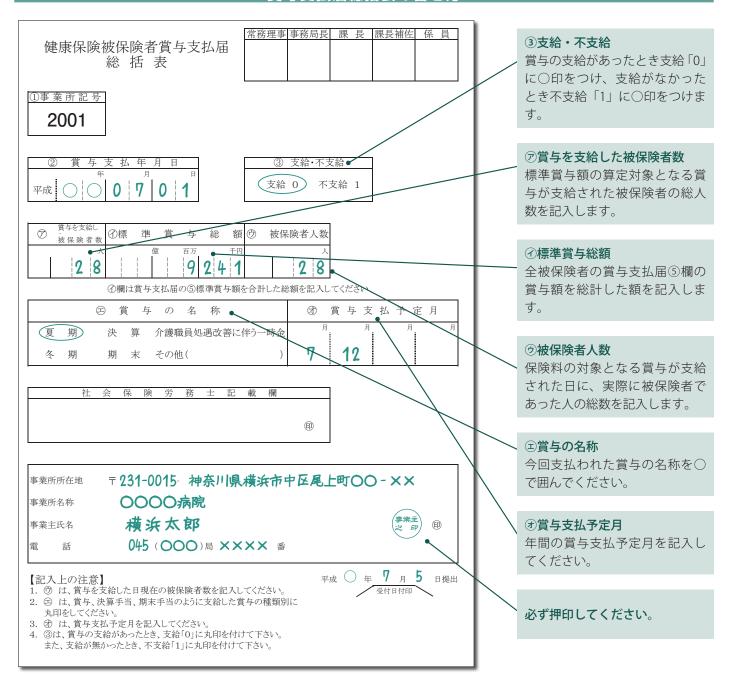
#### ○育児休業期間



賞与 …賞与から保険料を徴収します

賞与 …賞与から保険料を徴収しません

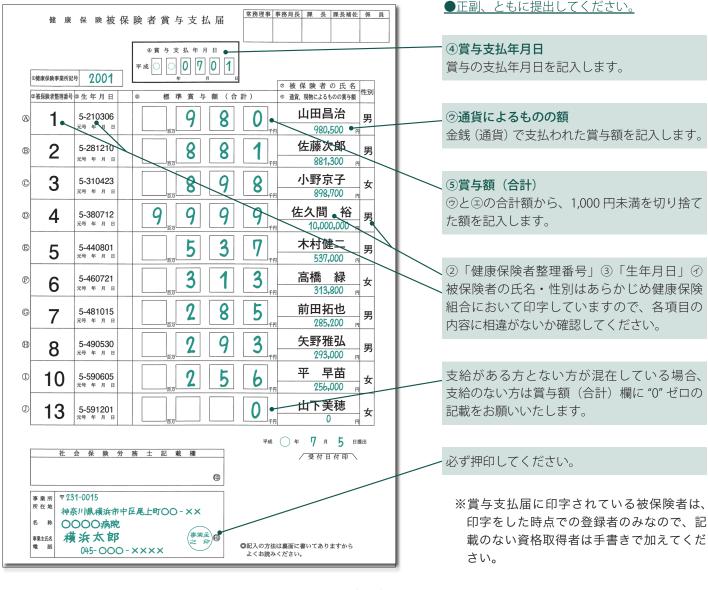
#### 賞与支払届総括表の書き方



※賞与の支払いが行われなかった場合は不支給 1 を○で囲んでいただき、総括表のみ提出してください。

※この届は賞与支払届に添付して提出してください。

#### 賞与支払届の書き方



#### ●届出と納入方法

健康保険法第 45 条の規定に基づき事業主は、賞与を支払うつど、標準賞与額(各人ごとに 1,000 円未満切捨て)に一般保険料率と同じ保険料率をかけて計算した保険料の被保険者分を控除し、5 日以内に「被保険者賞与支払届」を「被保険者賞与支払届総括表」に添えて健康保険組合に提出します。

標準賞与額に基づく保険料は、標準報酬月額に基づく保険料 と合わせて、保険料納入告知書により翌月末日までに事業主負 担分と合わせて納入します。

育児休業期間中の被保険者の保険料は、標準報酬月額と同様に事業主の申出により事業主負担分、被保険者負担分ともに免除となります。

#### (参考)

19

#### 介護保険料の被保険者負担分に1円未満の端数がある場合

①賞与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者が負担すべき介護保険料の端数は切り捨て、事業主が負担すべき介護保険料の端数は切り上げることになります。

②賞与を支払ったのち保険料を徴収する場合

事業主が負担すべき介護保険料の端数は切り捨て、被保険者 が負担すべき介護保険料の端数は切り上げることになります。

③特約を結んだ場合

事業主と被保険者との間で特約を結べば、その特約に基づき 端数処理をすることができます。

(小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律)

#### ● CD・DVD による届出

磁気媒体届作成プログラムにて作成された CD・DVD による届出も受付致します。(賞与支払届総括表および磁気媒体届書総括票を添付してください。)

※当組合の記号・番号は必ず入力してください。

磁気媒体届作成プログラムは、日本年金機構ホームページ (http://www.nenkin.go.jp/) よりダウンロードができます。

#### ●標準賞与額は当健康保険組合の被保険者資格期間中が累計 されます

標準賞与額の上限額は、平成28年4月1日の制度改正により、年度(4月1日から翌年3月31日まで)累計573万円となります。

- ・同一年度内に当組合の被保険者資格が継続している期間 は、賞与支払届の提出により自動的に標準賞与額を累計い たします。
- ・同一年度内で転職等により、異なる事業所(当組合の適用 事業所の場合)で支払われた賞与についても標準賞与額は 累計されます。

被保険者本人から異なる事業所(当組合の適用事業所の場合)での賞与の支払により標準賞与額の累計が573万円を超えることの申し出があった時は、「健康保険標準賞与額累計申出書」の提出により、標準賞与額の訂正及び保険料の還付または充当処理を行いますので、用紙の請求について当組合まで連絡を願います。

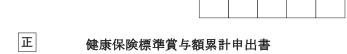
※また、育児休業等により、保険料免除期間に支払われた賞与 や保険料の徴収の対象とならない資格喪失月の被保険者期間 中に支払われた賞与についても、標準賞与額として年度の累 計額に含まれますので賞与支払届の提出の対象となります。

#### 標準賞与額累計申出書の書き方

男) 女

常務理事 事務局長 課 長 課長補佐 係 員

性別



# | フリガナ | ヨコハマ イチロウ 横点 **横浜 一朗**

保		<b>小児 /大</b>				
保険者	生年月日	明治・大正 昭和・平成	<b>3</b> 7 ∉	9 月	10 ⊨	

事業所名称・所在地 (事業所整理記号・被保険者整理番号)	賞与支払年月日	標準賞与額
〇〇病院 川崎市川崎区〇〇 - ×	平成 〇年 6 月 30日	3,200 <sub>+m</sub>
口口総合病院 横浜市西区××-×	平成 〇 年 12 月 10 日	1,200
口口総合病院 横浜市西区××-×	平成 〇年 3 月 1 日	2,400
累計額		6,800 <sub>+H</sub>

- 1. この申出により、標準賞与額の上限を超えていることが確認できたときは、その内容に基づき賞与の支払があった事業主に対し標準賞与額の決定、訂正等を行います。
- 2. 上記の標準賞与額について、事業主に対し確認することがあります。





【記入上の注意】
◎ 標準賞与額の申出欄には、4月1日〜翌年3月31日に受けた賞与に基づき 決定された標準賞与額を記入してください。 (ただし、当健康保険組合の被保険者期間中に決定された標準賞与額に限ります。)

ただし、当健康保険組合の被保険者期間中に決定された標準賞与額に限ります。 ) 被保険者本人が自ら署名する場合には、被保険者本人の押印は省略できます。 ③ 事楽主本人が自ら署名する場合には、事業主本人の押印は省略できます。



副

この決定通知書を受け取ったら、すみやかに、決定(訂正)された標準賞与額について被保険者に通知してください。

※該当者がいない場合は、提出する必要はありません。

※同一事業所内で年間累計 573 万円以上の賞与の支払いが あった場合は、賞与支払届により累計額が自動的に計算され ますので、この累計申出書の提出の必要はありません。

#### 健康保険標準賞与額決定通知書(訂正)



上記のとおり、当該被保険者に係る標準賞与額について訂正しましたので通知します。

平成 ○年 3月●●日

神奈川県医療従事者健康保険組合 理事長

この適知者の改変に下限があるときは、この改変があったことを知った日 の翌日から採用して60日以外に支着されは明史、社会保険者を含む。 定型用かりに変数ができます。また、その近と不知があるとされ、次定 等の機能が終けされた日の翌日から延期にて60日以外に土体的機能変数で 後で気機能がして50日以外に力を選集して60日以外に土体的機能変数が をしてきませんが、保管経過がなった日からうかりを結構しても最次がないと、 をしてきませんが、保管経過がなかった日からうかりを結構しても最次がないと そのできませんが、などのよりでは、大きない、特定をしている時の必要がある。 その他に当な理由かあるときは、最次を経めてくても発電できます。この発金機 を修覧していた機能できます。ため、現実のとして、最次の日から1年を経過 とを持たして規能できます。ただ、原則として、最次の日から1年を経過 とを防止していたが、原列として、現実の日から1年を経過

\*業前所在地 〒●●●-×××× 横浜市西区××-× \*業所名称 □□総合病院 \*業主氏名 神奈川 康夫 電話 ○45(●●) 同×××番